

# 役 場 か ら の お 知 ら せ

## 納期のお知らせ

### ●4月に納めるもの●

		納期限
固定資産税	1期分	4月30日
保育料	4月分	4月30日
水道料	4月分	4月30日
町営住宅使用料	4月分	4月30日

### ●5月に納めるもの●

		納期限
軽自動車税		6月1日
国民健康保険税	1期分	6月1日
介護保険料	1期分	6月1日
保育料	5月分	6月1日
町営住宅使用料	5月分	6月1日
水道料	5月分	6月1日

※口座振替をご利用の方は、残高確認をお願いします。

## 産業課からのお知らせ

# 不審なハガキにご注意ください！

### □不審なハガキ

#### 「民事訴訟最終確認通知」

#### にご注意ください！

最近、「本通知書は当該企業より執り行われた訴訟手続きのご確認のために送らせて頂いております。また、本通知書をもって当該企業より貴殿に対しての民事訴訟裁判が執り行われ必要措置手続きが開始された旨の最終確認通知と致します。」という内容のハガキ「民事訴訟最終確認通知」が届いたという相談が増加しています。

相手方に連絡をすると、住所や氏名の個人情報のほか新たに電話番号を知らせることになり、不当な請求を受けるなど、トラブルに巻き込まれる可能性があります。身に覚えがない不審なハガキが届いた際には、内容を安易に信用せず、下記窓口までご相談ください。

### □お問い合わせ

役場2階 産業課 地域振興係

☎43-2111(内線2252)

県民相談センター ☎058-277-1003

### 〈ハガキの内容〉

#### 民事訴訟最終確認通知

訴訟対象者記号(ひ)0123-05号

本通知書は当該企業より執り行われた訴訟手続きのご確認のために送らせて頂いております。また本通知書をもって当該企業より貴殿に対しての民事訴訟裁判が執り行われ必要措置手続きが開始された旨の最終確認通知と致します。

#### 【内容の旨】

1. 当該企業は原告に対し契約の不履行及び請求内容の不払いを申し立てており貴殿の対応により**財産の差押え執行**を要求。
2. 訴訟費用は被告の負担とする。
3. 当該企業が受ける損失について財産の差押えを要求する。
4. 本書の通知を持って最終通告とする。

#### 【紛争の要点、原因】

再三の当該企業による料金請求に対し、貴殿が従わず取合う誠意が見られなかったものとし、最終手段として裁判所による請求取立てを行うものとする。

通知内容のご確認につきましては当センターにて受け付けております。また内容に関してのお問い合わせに関してはプライバシー保護のためご本人様のみのお受けのみとなります。ご連絡がない場合に関しましては請求内容の判決の元執行官立会いにて財産の差押え等が執行されるおそれがありますので必ず異議がある場合に関してはご連絡のほどお願いいたします。

【異議申立手続き最終期日】通知到達日より5日

法務省管理局 [ ] 訴訟窓口

〒160-0023 東京都 [ ]

受付時間 平日9:00~17:00

ご相談ダイヤル 03 [ ]